

## 道路整備財源の確保に関する意見書

道路は、地域経済の活性化や住民の安全で安心な生活を確保するための最も基礎的な社会資本である。

山梨県においては、県民の自動車交通に対する依存度が高いにもかかわらず、道路整備は依然として立ち遅れており、厳しい財政状況のもと、これまで、道路特定財源に加え多額の一般財源を充当し、防災対策、通学路の整備や踏切対策などの安全対策、さらには救急医療など県民生活に密接に関わる道路の整備を着実に実施するとともに、現在中部横断自動車道、新山梨環状道路、西関東連絡道路をはじめ今後の山梨を支える基軸となる道路ネットワークの構築を計画的に進めている。一方で、橋梁やトンネルなど道路施設の老朽化が進み、その維持管理費も年々増大している。こうした道路の整備・維持管理は、県民の生活の利便、安全・安心、企業誘致をはじめ地域の活性化等にとって必要不可欠なものとなっている。

このような中、国においては道路特定財源の来年度からの一般財源化を閣議決定したところであるが、国、地方を通じて極めて厳しい財政状況のもとで、道路整備に必要な財源が確保されるか危惧されるところである。

このような状況を踏まえ、国においては、地方の道路整備の重要性を十分認識され、次の事項が確実に実行されるよう強く要望する。

- 1 道路特定財源の見直しにおいては、地方が必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、その財源を確保するとともに、一層の拡充を図ること。
- 2 地方にとって使い勝手の良い地方道路整備臨時交付金制度については、維持拡充、あるいは同等以上の代替制度を確立すること。
- 3 中部横断自動車道をはじめ国土の骨格を形成する高規格幹線道路網など幹線道路ネットワークについては、現在の建設スピードを落とすことなく、早期に整備を進めること。
- 4 新たな道路中期計画の策定にあたっては、立ち遅れている地方の道路整備の状況を踏まえ、必要な道路整備が計画的に実施できるよう、地方の意見を十分に踏まえること。
- 5 今般の暫定税率の失効に起因する地方財政や道路関係予算への影響については、国の責任において、地方特例交付金を創設するなど早急に適切な補てん措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年12月19日

山梨県甲斐市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 国土交通大臣